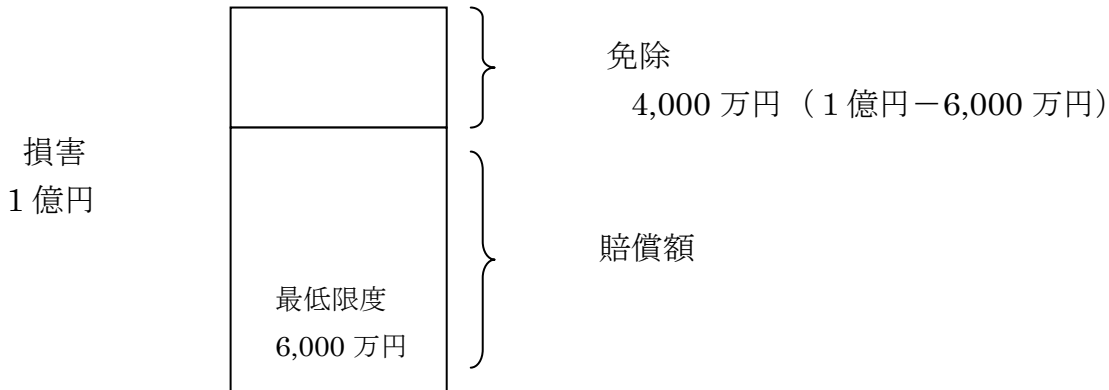


責任免除の考え方

(1) 免除額の計算



年俸 1,000万×6倍

年俸が零であれば、最低責任は零で、全額免除できる。最低責任とは、その金額が責任の最低で、それ以上の責任を求められることもある。

(2) 第三者不法行為賠償責任 → 対象外 あくまで、法人に対する賠償責任

(3) 免除の方式

	免除額	その他
① 総会・評議員会 決議による免除	賠償責任額 — (代表理事 年俸×6 理事 年俸×4 外部理事 年俸×2)	監事の同意 登記事項
② 定款の定めによる 理事会決議による 免除	同上	監事設置法人 善意、重過失なし 監事の同意 過半数の理事の同意 社員が異議のべない 登記事項
③ 外部役員 の責任限定契約	賠償責任額 — 年俸×2	定款の定めが必要 登記事項

※この定め
がなければ
理事会では
免除はでき
ない。総会
審議事項と
なる。

(4) 責任限定契約

外部役員のみ

定款で予め定める

外部理事（過去、代表理事、使用人等以外の者）

責任額 ①又は②の高い方

- ① 定款で定めた額
- ② 最低責任限度額
外部理事 2倍

対象とできない責任

- ① 自己取引に絡むもの
- ② 第三者不法行為責任

(5) 役員賠償責任保険

	保険対象		責任免除の対象
普通保険約款分	第三者に対する不法行為に基づく賠償責任	法人負担	×
特約保険約款分	社員代表訴訟に基づく賠償責任	個人負担	○

(6) 役員の実責任

- 法人に対する責任 責任免除対象 保険アリ
- 第三者に対する責任 責任免除対象外 保険アリ

(7) 責任額の計算例

賠償額	最低責任額	賠償額	免除限度額
100 万円	480 万円	100 万円	0
200 万円	480 万円	200 万円	0
400 万円	480 万円	400 万円	0
500 万円	480 万円	480 万円	20 万円
1,000 万円	480 万円	480 万円	520 万円

※ 理事の年俸 120 万円のケース

$$120 \text{ 万円} \times 4 \text{ 倍} = 480 \text{ 万円}$$